

# 図書館規程

## 第1条 目的

本図書館は本校生徒ならびに教職員の研究調査、その他余暇の利用、研修に資することを目的とする。

## 第2条 閲覧および貸出し。

### 館内閲覧

- (1) 閲覧室内の図書は、自由に閲覧することができる。
- (2) 図書は閲覧室内で閲覧し、許可なく館外へ持ち出してはならない。
- (3) 閉館日および閲覧時間については別に定める。
- (4) 退館の際は閲覧した図書を確実に元の場所に返納しなければならない。

### 館外貸出し

- (1) 図書の館外貸出しの取り扱いは週5日（月～金）とし、貸出期間は7日間とする。
- (2) 1回の貸出しは3冊を限度とし、返納後でなければさらに貸出しを認めない。
- (3) 図書の貸出しの返納は昼食休み、放課後に行うものとする。
- (4) 図書の貸出し手続きは、図書館管理者の指示のもと行うこと。
- (5) 貸出し図書を他人に貸してはならない。
- (6) 図書を破損または紛失したときは、図書館管理者へ必ず申し出ること。
- (7) 禁帯出図書（特定図書）・新聞などの帯出は絶対に禁ずる。
- (8) 休暇中の貸出しについてはそのつど別に公示する。

## 第3条 開館および閉館

- (1) 開館は原則として昼食休み、放課後（平日16：45まで）とする。
- (2) 休日および祝日には休館する。そのほか図書整理または行事のため臨時に休館することがある。

## 付 則

第1条 閲覧者は別に定める閲覧心得を厳守しなければならない。

第2条 本規約に反する行為をした者に対しては、図書館の出入を禁止する。

### 閱 覧 心 得

図書館を利用するものは、次の各項を厳守し研修の目的に即した読書態度を保持しなければならない。

- (1) 図書館を利用するものは、係員の指示に従わなければならない。
- (2) 入館時、カバン等は所定の場所に置き、必要なものだけを携行すること。
- (3) 静粛をたもち、他人の妨げにならないように注意すること。とくに私語を禁止する。
- (4) 館内の備品を大切にし、汚損してはならない。また無断で館外に持ち出すことを禁止する。
- (5) 図書は丁寧に扱い、これに記入したり切り取ったりしてはならない。また図書を開いたまま伏せたり、ページの端を折ったり、あるいは図書の上で書写してはならない。
- (6) 図書の無断帯出は絶対に禁止する。
- (7) 書架上の図書の位置を勝手に変更しないように留意すること。
- (8) 館内への飲食物の持ち込みは禁止する。